

平成27年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成27年10月27日（火）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

今泉秀和，宇田川幸代，刑部郁夫，菊池正之，熊田裕子，佐山幸子，善林景子，高木光春，松原和彦，間部泰，村松泰

2 事務局

安藤成行（首席家庭裁判所調査官），福永弘子（首席書記官），齋藤昌子（主任書記官），渡辺雅伸（事務局長），中村浩毅（事務局次長），竹内康人（総務課長），笠井昭典（総務課課長補佐）

3 参考人

梅木勝彦（宇都宮市保健福祉部高齢福祉課課長補佐）

新毛萌花（宇都宮地方検察庁検察官）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（村松委員，善林委員，刑部委員）

2 参考人の出席について

委員長が参考人を委員会に出席させることについて委員会に諮ったところ，全会一致で参考人の出席が認められた。

3 成年後見制度（総論）についての意見交換等について

(1) DVD上映

最高裁判所作成のDVD「わかりやすい成年後見制度の手続」の本編を上映した。

(2) 事務局から、成年後見制度の申立手続及び成年後見人の職務等について説明を行った。

(3) 意見交換

(発言者：□委員長，○委員等，◇事務局)

○ これまでに宇都宮家裁に来た方で、最高裁判所作成のDVD「わかりやすい成年後見制度の手続」を実際に見たことがある人はどのくらいいるのか。また、DVDを見た人に対してその内容についてアンケートなどは実施しているのか。

◇ 特に統計は取っていないが、宇都宮家裁本庁の窓口で成年後見制度について説明が聞きたいという方は平均すると毎月40～50人程度いる。それらの方々には必ずこのDVDを見ていただくようお願いしている。DVDを見た人に対するアンケートは実施していない。

○ これから核家族化が進み夫婦だけの世帯が多くなると思うが、本人の判断能力が無くなってから後見を開始するのではなく、本人が元気で意識がある間に誰かに後見をお願いすることはできないのか。

◇ 成年後見制度にはいくつか種類があり、判断能力が不十分になる前には任意後見制度という制度がある。任意後見制度では、本人に判断能力がある間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらおうか」をあらかじめ契約により決めておき、公証人役場で公正証書を作成しておくことができる。その後、本人の判断能力が不十分になった場合には、後見人を依頼された方や親族が任意後見監督人の選任の申立てを行い、任意後見監督人が選任されると任意後見契約の効力が生じる。

○ 家庭裁判所が最も適任だと思われる方を成年後見人に選任するということのようにあるが、どういう方が適任だと考えているのか。

◇ 家庭裁判所では、本人の生活状況、財産状況、本人を取り巻く親族の関

係等を考慮して、本人の財産をより適切に管理してくれる方を選任している。本人に一定額以上の財産がある場合には専門職の後見人が選ばれるというのが一般的になっている。

- 補足すると、流動資産が多額であったり、親族間に対立がある場合には親族に後見人を任せることはできないと考えているので、専門職の後見人を付けている。また、例えば遺産分割の手続が必要であったり、詐欺商法にあった本人の被害回復を図る必要がある場合など、本人のために何らかの法律行為が必要な場合には弁護士の後見人を付けている。
- 専門家の方が安心だとは思いますが、司法書士や弁護士が本人の財産に関する全般的な代理権や取消権を持つ場合に、実際には不自由や不便なことは無いのか。親族の後見人だと機敏な対応が可能だが、弁護士などの専門家の場合にはなかなか機敏な対応ができないのではないかと考えるがその点はどうか。
- ◇ 後見人の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に限られており、いわゆる本人の身の回りの世話や介護などは後見人の職務とはされていない。身上監護的な職務が必要な場合には、財産管理を司法書士や弁護士に、身上監護を社会福祉士や親族の方にというように、後見人の職務権限を分けて複数選任することも可能である。
- 「後見」と「保佐」と「補助」の区別の判断材料となる「判断能力」についての基準はどうなっているのか。判断能力が著しく不十分な方の「保佐」の場合でも、他者が財産管理を行わないと本人や家族の不利益となる場合があるのではないか。
- ◇ 法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3種類がある。「後見」の対象者は自分の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けていて、日常的な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方である。「保佐」の対象者

は判断能力が著しく不十分で、自分の財産を管理・処分するには、常に援助が必要で、日常的には必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできない程度の判断能力の方である。後見人は全般的な代理権を有するが、保佐や補助については本人の意思を尊重して代理権や同意権の範囲が決められている。保佐や補助の申立てをする場合には、援助者に与える代理権や同意権について、本人の意向を確認して裁判所が決められている。施設等に入所していて、保佐が開始している場合に、金融機関との取引について保佐人の代理権を認めてほしいという申立てがあれば、裁判所において適切かどうか判断した上で本人の同意が得られれば保佐人に対して代理権を付与することは可能である。代理行為の範囲については必要に応じて追加することが可能なので、当初は、本人が自分でできると思っている、後から事情が変わって、保佐人に依頼したいと考えた場合には、裁判所に申立てがあれば追加することは可能である。

- 申立書類の中にある診断書の書式を見ると、裏面には後見の概要、保佐の概要、補助の概要が記載されている。本人の診断を行う医師にはこれらの概要を踏まえて、本人の判断能力について診断書を作成してもらっている。
- 親族が後見人申請に際し私的に財産を使う可能性が高いと思われる場合、医師としてはどのように対応すればよいか。また、実際問題として家族から本人に対して成年後見制度を利用することについて告知したというのを聞いたことが無いことから、本人に対して無断で申請される場合が多いと思われるが、そのような場合に医師としてどのような対応が望ましいか。
- 裁判所は後見開始を判断する際に必要な事情聴取等を行う中で、申立人が私的に財産を使う可能性が高いと思われるような場合には、申立人を後見人に選任することは避け、管理財産が少ないとしても専門職の後見人を

選ぶことになろう。

- ◇ 本人の同意が得られていないケースがあるのではないかという指摘だが、申立時に提出してもらった診断書を作成する医師に対しては鑑定等に関する回答書に記入してもらっており、その中には、本人からの意見聴取が可能であるかについての回答事項が用意されている。この回答において本人からの意見聴取が可能とあれば、裁判官又は家裁調査官が本人から意見を聴取することがある。したがって、本人からの意見聴取が可能である場合には、鑑定等に関する回答書にその旨記入していただきたい。
- 成年後見人の役割として、本人の意思の尊重があるとのことだが、本当に本人の意思が尊重されているのかと思う。実際問題としては、本人はほとんど知らない方が多いのではないかと思う。
- 成年後見制度のうち、後見の場合には、本人の判断能力が日常的に欠けることが前提となっているため、仮に申立てをする人が本人に話をしたとしても、どの程度理解できているかは分からない。しかし、医師の診断書により、本人からの意見聴取が可能である場合には、これを行うことになる。
- 成年後見制度を利用する際には、本人に告知する必要はないのか。
- 成年後見を開始した場合には本人に対して通知している。
- 宇都宮家裁に対して成年後見制度に関する一般市民からの照会件数はどの程度あるのか。そのうち、実際に申立てをする方はどのくらいいるのか。
- ◇ 宇都宮家裁の本庁では、電話で成年後見制度の説明が聞きたいという方が毎月20件程度、窓口で直接来て成年後見制度の説明が聞きたいという方も毎月20件程度であり、合計で40件程度である。平均すると1日に2件程度である。これに対して、実際の申立件数は毎月10件程度である。DVDを見るとなかなか大変な手続だということが分かり、もう少し親族で検討してみたいと言って帰る方も多いという印象である。

- 刑事裁判などはテレビの刑事ドラマや、検察、弁護士などのドラマなどがあるが、成年後見制度もドラマ化してはどうか。国民に身近な裁判所という話があったが、結局、裁判所が何をやっているのか分からないと思う。
- 最近では、成年後見制度に関する記事を新聞でも読むことがあるが、どうしても手続が面倒臭いと思ってしまう。もう少し気軽に利用できることが周知されると良いのではないか。
- 自分もかなり高齢になって来て、税理士から自分の持っている財産を全部処分しなさい、そうすれば後顧の憂いがないからと言われたことがある。自分の財産は自分で管理して行きたいが、自分がいつ成年後見制度を利用するのか、自分で判断できるうちに判断した方が良いのか、家族に任せた方が良いのか迷う。今回、成年後見制度のことをいろいろ聞いてみて、とても良い制度だと思うが、いざ自分が対象になると考えるとものすごく不安な部分がある。
- ◇ 成年後見制度に関する裁判所の広報活動としては、宇都宮家裁のホームページにおいて、家庭裁判所の家事手続案内として、後見制度に関する申立書の書式や記載例をダウンロードしたり、手続の内容を説明したパンフレットや手続説明ビデオ等を見ることが出来るようにしている。また、宇都宮家裁に直接来庁した方には、窓口となる訟廷事務室において、後見制度に関する簡単な説明を行った上で、申立書の書式や記載例、手続の内容を説明したパンフレット等を交付している。手続の内容を説明したパンフレットについては、来庁者が自由に持ち帰ることが出来るように、訟廷事務室の前にあるパンフレットスタンドに備え置いている。また、宇都宮家裁では、去る10月7日（水）に、「法の日」週間の広報行事として、成年後見制度に関する説明会を開催し47名の方が参加した。この説明会では、手続説明ビデオをご覧いただいた上で、成年後見制度とはどんな制度なのか、成年後見の申立てはどのように行うのか、成年後見人になった場

合にはどのような仕事をするのかなどについて説明した。アンケートの結果では「大変満足」又は「満足」と回答した方が80%であり好評を得たと言える。この結果を受けて、成年後見制度説明会については、今後も広報行事として継続して行きたいと考えている。

- 成年後見制度に関するパンフレットを福祉施設に送って備え付けてもらうような協力依頼はどこまでできているのか。
- ◇ 成年後見制度に関するパンフレットについては、栃木県内の市町村等の公共施設には送付して備え付けを依頼しているが、民間の福祉施設にまでは送付していないと思う。裁判所では成年後見制度自体の広報というより、成年後見制度の申立ての方法等を案内する必要があり、申立てをするために窓口等に来庁した方にパンフレットを配布しているものである。
- 裁判所の窓口に来た人に対してどうするかということではなく、裁判所に来る手前の段階で、裁判所以外の所で、成年後見制度の情報に接することができる機会を増やすしかないのではないか。民間の関係機関のスペースを借りてパンフレットを備え置いてもらって、成年後見制度があることを案内してもらえるようにしてはどうか。
- 以前に、税理士の方から、親の財産がどれくらいあるのか子供は知らない、親が認知症になった時に困るケースが結構あると聞いたことがある。また、自分の親に、将来のことを考えて、財産に関することを子供と話し合っておく機会があると良いとも言っていた。最期を迎えるにあたっての「終活」についての講演会や学ぶ会などにおいて、成年後見制度に関するパンフレットを配布して、このような制度があることを説明してはどうか。
- 成年後見制度の周知方法については、これから非常に重要な課題であると思うので、今後、検討していきたい。
- 民法858条の条文を素直に見ると、「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては」と規定

されており、成年被後見人の「生活」と「療養看護」と「財産の管理」を併存させているように読めるが、成年後見制度のパンフレットによる成年後見人の役割の説明では、「成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。」と記載されている。両者の関係はどのように理解すれば良いか。

- 民法 858 条には「療養看護」と規定されているので、食事の世話や実際の介護も成年後見人の仕事ではないかと考える余地はあるが、そもそも、成年後見制度は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者についての法律行為を支援する制度であり、「療養看護」と言っても、例えば、施設への入所契約などの法律行為を想定しているのではないかとと思われる。
- 成年後見制度では財産の管理や法律行為が基本的には中心となるのかと思われるが、民法 858 条では「成年被後見人の意思を尊重し」と規定されており、本人の幸せのための制度であると思われる。本人の能力の点でいえば、ある部分ではすごく分かっているという能力を持つ場合があり、そのような部分はなかなか医師の診断書では出てこない部分ではないかと思われる。その意味では本人の意思確認というのは重要なことではないかと思う。本人が施設に入所したいのか、自宅にいたいのかという意味を、どの程度まで尊重するのか、できるだけ本人の意思を反映する形でないと、この制度の趣旨は生きてこないと思う。
- 本人の意思だけではなく、周りの環境や、本人のフォローができる状況がどうなっているかなどを検討する中で、自宅なのか施設なのかなど、本人にとって最善と考えられることを後見人等が考えて決めていくということにならざるを得ないと思う。
- 成年後見制度は本人のための制度であるから、できる限り本人の意思を

尊重すべきであり，心身の状態や生活状況も配慮する必要があり，具体的に後見人が考えていく必要があると思う。

- 正直にいうと，面倒臭そうだと思う。私は仕事を持っていて，まだ親は元気であるが，親に何かあったときに，自分で仕事を抱えながら後見人の仕事をするのは難しく，法律の専門家に任せた方が楽だと思う。親がどれだけ財産を持っているかも分からない状況である。自分が年を取ったら終活が大事だと思った。
- 後見人の事務報告書の提出について，従前は裁判所の方からイニシアチブを取って，書類を送付して期限までに提出するように求めていたが，今後は後見人の方にそのイニシアチブを移そうと考えているとのことだが，それはどのような理由なのか。
- ◇ 後見人が自ら自覚を持って管理することで，定期的に報告をするように意識していただくためであるが，後見事件は本人の判断能力が回復するか本人が亡くなるまで裁判所の監督下に置かれるため，事件数が増えているということは，それだけ裁判所の監督下に置かれている事件が累積的に増えることになる。宇都宮家裁全体では毎年300件程度の申立てがあるが，管理を継続している事件は宇都宮家裁全体では約2000件になる。今後，ますます高齢者が増え，成年後見事件が増えていくと，裁判所が監督しなければならない事件も増えていくので，適正な監督を行うためには工夫をしていかなければならず，後見人に対して自主的な報告をお願いすることを検討している。
- その場合には，事務報告書の書式などは後見人に対して事前に渡しているのか。
- ◇ 宇都宮家裁ではまだ開始していないが，1回目の報告の際に書式を渡しおき，次回からはそれをコピーして報告してもらう予定である。裁判所のホームページにも書式を掲載する予定である。

- 後見人の事務報告書は年に1回出してもらってチェックしているのだと思うが、後見人から出された報告書だけのチェックで終わるものなのか、不審な案件については個別に後見人を呼び出してそれ以上の調査を行うのか。
- ◇ 後見人から提出された事務報告書を確認して、財産が極端に減っているとか、前回報告以降の通帳の写しを見ると、高額なお金を理由もなく引き出しているとか、報告時期の直前になってまとめてお金を入金して帳尻を合わせようとしているとか、不正がうかがえる事例がこれまでの裁判所の経験の中から蓄積されている。財産目録や通帳の写しを確認して不正の兆候があれば、裁判官に速やかに報告し、裁判官の指示に基づいて、後見人から直接事情を聞いたり、家裁調査官による調査を行うなどしている。後見人の不適切な財産管理が明らかになれば当然後見人を解任することになる。
- 成年後見制度の市長申立を利用している人は人数的に見るとあまり多くない状況であり、宇都宮市でも成年後見制度の広報をどうするかというのが課題になっている。宇都宮市としては福祉関係の窓口や保健所や市内に25カ所ある地域包括支援センターに宇都宮市独自のパンフレットを備え置くなど、なるべく市民に知れ渡るように配慮しており、以前よりは浸透してきているとは思いますが、まだまだこれからだと思っている。

4 次回のテーマ

「成年後見制度（各論）について」とする。

5 次回期日

平成28年7月5日（火）午後2時から4時まで

以 上